

中津市社会福祉協議会が

救マーク認定を 受けました!



9月30日、中津市消防本部で救マーク認定式があり、救マークと認定証をいただきました。

救マークとは…①救命講習を修了した従業員等が営業時間中1名以上常駐する。

②AED（電気ショック）を備えている。

③『救急活動計画書』を作成している。

以上の条件を満たしている施設に交付されます。

☆中津市教育福祉センターにて、職員11名が普通救命講習を受けました。



← AEDは受付に設置しています。

